川越市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（案）の概要について

平成３０年１０月
こども未来部　保育課

１　趣　旨

地方自治法施行令の一部改正により、現在埼玉県が行っている児童福祉法に基づく指定通所支援事業者の指定等の事務の権限が、川越市に移譲されることが予定されています。このことに伴い、本市において指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を条例に定める必要があります。

これまでの市の検討状況をまとめた基準（案）を公表し、市民の皆さまから御意見を募集するものです。

２　内　容

本市では、基本的には国省令に準じた規定とすることを前提に、条例委任の類型の「参酌すべき基準」について、市独自基準の制定が必要であるかどうかを検討し、基準（案）を作成しました。

基準（案）の検討内容については、別紙のとおりです。

なお、現在埼玉県が行っている指定基準も踏まえ、一部に国基準と異なる基準を設ける予定です。

３　施行期日

平成３１年４月１日（予定）

４　その他

⑴　平成３０年１０月１０日現在、権限移譲の根拠となる地方自治法施行令の一部を改正する政令が未公布となっていますが、条例に定める基準については変更がないものと考えられるため、平成３１年４月１日の施行に向けて、意見公募を実施します。

⑵　指定通所支援を児童発達支援センターとして実施する場合、児童福祉施設に該当するため、「川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正も必要になる見込みです。基準（案）のうち児童発達支援センターに係る部分については、同条例にも規定する予定です。（一部の内容については規則において規定する場合があります。）